

「特定個人情報保護評価指針(案)の解説」(事務局版)からの主な変更点

○ 新規追加

第2 定義

Q の番号	Q の内容	頁
第 2 の 9-1	特定個人情報の移転の考え方はどのようなものでしょうか。	P.11

第3 特定個人情報保護評価の実施主体

2 実施が義務付けられる者が複数いる場合等の特定個人情報保護評価

Q の番号	Q の内容	頁
第 3 の 2-3	地方公共団体は中間サーバーを用いて情報連携を行う予定ですが、これについてはどのように特定個人情報保護評価を行うのでしょうか。	P.21
第 3 の 2-4	番号制度関連システム、既存住基システム、住基ネットCS (コミュニケーションサーバー)、住基ネット都道府県サーバーについては、地方公共団体はどのように特定個人情報保護評価を行うのでしょうか。	P.22

第4 特定個人情報保護評価の対象

3 特定個人情報ファイル

Q の番号	Q の内容	頁
第 4 の 3-1	個人番号を含むデータベースやテーブルと既存番号で連携している場合も、全て特定個人情報ファイルに該当するのでしょうか。	P.37
第 4 の 3-2	アクセス制御により、個人番号そのものにはアクセスできず、個人番号以外の情報にのみアクセスできるように制御されている場合は、特定個人情報ファイルには該当しないとのことですが、アクセス制御とはどのようなものでしょうか。	P.38

4 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない事務

(1) 実施が義務付けられない事務

(2) 特定個人情報保護評価以外の番号法の規定の適用

Q の番号	Q の内容	頁
第 4 の 4(1)-9	特定個人情報保護評価の対象となる事務において、システムで取り扱われる特定個人情報ファイルについて特定個人情報保護評価を実施している場合に、一時的な作業のために指針第2の11で定義されている「その他の電子ファイル」を保有し、当該ファイルに記録される主な項目がシステムで取り扱われる特定個人情報ファイルに記録される項目の一部となっているときは、当該ファイルについて特定個人情報保護評価を実施しなければならないのでしょうか。	P.51

第5 特定個人情報保護評価の実施手続

2 しきい値判断

Q の番号	Q の内容	頁
第 5 の 2-1-1	対象人数は、どのように考えればよいのでしょうか。	P.59
第 5 の 2-1-3	特定個人情報保護評価を実施する事務において、最初に保有している個人情報には個人番号が紐付かないものの、個人番号に紐付く個人情報が徐々に増え、対象人数が徐々に増えていくような場合、対象人数をどのように考えればよいのでしょうか。	P.59

3 特定個人情報保護評価書

(3) 全項目評価書

Q の番号	Q の内容	頁
第 5 の 3(3)-3	第三者点検ではどのような議論を行うのでしょうか。	P.79

第6 特定個人情報保護評価の実施時期

1 新規保有時

(1)システム用ファイルを保有しようとする場合の実施時期

(2)その他の電子ファイルを保有しようとする場合の実施時期

Qの番号	Qの内容	頁
第6の1-6	指針第6の1(1)ウで定められた経過措置の場合、特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価を実施することが求められますが、運用開始前までに実施すればよいのでしょうか。それともテスト段階までに実施する必要がありますのでしょうか。	P.95

○ 更 新

第2 定義

Qの番号	Qの内容	頁
第2の6-3	重大事故の定義中に「配送事故等のうち当該評価実施機関の責めに帰さない事由によるものを除く」とありますが、具体的にどのようなもののでしょうか。	P.9

第5 特定個人情報保護評価の実施手続

2 しきい値判断

Qの番号	Qの内容	頁
第5の2-1.-5	地方公共団体の宛名システムのような個人番号と既存番号の対照テーブルを参照できる場合は、対象人数をどのようにカウントすればよいのでしょうか。	P.60

※ 内容の更新を伴わない軽微な更新は除いています。